

ミモザ浦和 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

	プラン	前払金 (非課税)	月額利用料（一人あたり）			
			家賃相当額※2 (非課税)	管理費※3	食費※4 (30日喫食の場合)	月額利用料合計
個 室	Aプラン	0円	105,000円	30,750円 (内,消費税750円)	60,390円 (内,消費税4,890円)	196,140円 (内,消費税5,640円)
	Bプラン※1	192万円	85,000円	30,750円 (内,消費税750円)	60,390円 (内,消費税4,890円)	176,140円 (内,消費税5,640円)

※1 Bプランについては80歳以上の方のみ対象のプランとなります。

※2 家賃相当額には共用設備を含みます。

※3 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。(居室内の電気使用量は別途実費負担となります)

管理費①	22,500円 (非課税)	共用設備費、エレベーター維持費、環境植栽整備費などの共有部分の維持管理費等
管理費②	8,250円 (内,消費税750円)	事務管理部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費等

※4 食費は、食材費と厨房管理費（厨房業者への業務委託費、設備、備品代）です。

1食当たりの食費は以下の通りとなります。

	朝食	昼食	夕食
喫食時	443円 (内,消費税33円)	745円 (内,消費税55円)	825円 (内,消費税75円)
欠食申出時※5	186円 (内,消費税14円)	272円 (内,消費税20円)	337円 (内,消費税25円)

※5 食事の提供の有無にかかわらず厨房管理費は発生しますので、喫食しない場合はこちらをお支払いいただきます。
また、提供前日の正午12時までに欠食の届出がなかった場合には、喫食時の料金を請求いたします。

※その他

- 介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
- 公的介護保険サービスの自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

前払金の償却と解約時返還制度

- 前払金は入居日の翌日より8年（96ヵ月）で償却いたします。（日割り計算）
- 償却期間内に、ご入居者の転居・死亡・その他の事由により当施設を退去される場合は、以下の計算式により残額を返金いたします。

Aプラン返還金	前払金0円のため、返還金はありません。
Bプラン返還金	(前払金)÷(入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数)×(契約終了日から償却期間満了日までの実日数)

※ 償却期間満了日以降の場合、返還金はありませんが、追加のご負担もありません。

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	さいたま市(3級地)
地域単価	10.68円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	546	584 円	1,167 円	1,750 円	
要介護2	614	656 円	1,312 円	1,968 円	
要介護3	684	731 円	1,461 円	2,192 円	
要介護4	750	801 円	1,602 円	2,403 円	
要介護5	820	876 円	1,752 円	2,628 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

①地域単価

地域	さいたま市(3級地)
地域単価	10.68円

②各種加算

加算の名称			単位数	自己負担			備考
				(1割)	(2割)	(3割)	
夜間看護体制加算(II)			9	10 円	20 円	29 円	
協力医療機関連携加算(I)			100	107 円	214 円	321 円	1月単位
退院・退所時連携加算			30	32 円	64 円	96 円	30日以内
退居時情報提供加算			250	267 円	534 円	801 円	1回限り
看 取 り 介 護 加 算	(I)	死亡日以前 31日以上45日以下	72	77 円	154 円	231 円	
		死亡日以前 4日以上30日以下	144	154 円	308 円	462 円	
		死亡日の前日 及び前々日	680	727 円	1,453 円	2,179 円	
		死亡日	1280	1,367 円	2,734 円	4,101 円	
サービス提供体制強化加算(III)			6	7 円	13 円	20 円	
介護職員等処遇改善加算(II)			1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(12.2%)				

- ※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。
- ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。
- ※ 夜間看護体制加算、退院・退所時連携加算及び看取り介護加算は要介護者のみです。

【自己負担額算出方法】
地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)
①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)
①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

算定している各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
夜間看護体制加算(II)	常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定め、24時間連絡できる体制及び必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保している場合
協力医療機関連携加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○利用者の症状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保している協力医療機関を定めている ○事業者から診察の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めている ○協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催している ○看護職員は、利用者ごとの健康の状態について随時記録している
退院・退所時連携加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居した場合に、入居した日から起算して30日以内の期間において加算。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入居した場合も同様。
退居時情報提供加算	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合
看取り介護加算(I)	夜間看護体制を算定している状況で、医師が回復の見込みないと診断、利用者の同意を得た場合
サービス提供体制強化加算(III)	前年度の職員体制による加算(介護福祉士の比率50%以上、常勤職員の比率75%以上または勤続7年以上の比率30%以上のいずれかを満たすこと)
介護職員等処遇改善加算(II)	職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算